



宮崎県公報

令和6年9月12日(木曜日) 第543号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

目次	頁	公告
告示		
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1		○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 1		○土地改良区の役員の就任の届出(2件) ……(“) 3
○指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 2		○土地改良区の定款変更の認可……………(“) 4
○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 2		○土地改良区連合の役員の就任の届出……………(“) 4
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 2		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4
○道路の供用の開始(2件) ………………(道路保全課) 3		○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件) ……(都市計画課) 5
		正 誤
		○令和6年7月2日付け県公報(号外第24号)中……………6

告 示

宮崎県告示第489号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560390249	訪問看護ステーション真ごころ	宮崎県延岡市長浜町1丁目1765番地1	社会福祉法人真雅	宮崎県延岡市長浜町1丁目1765番地1	令和6年8月1日	訪問看護
4560890040	訪問看護ステーションClear	宮崎県西都市水流崎町14番地 HAKUBATOWN 102号室	合同会社COLORS	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3824番地2	令和6年8月1日	訪問看護
4570204901	ライフヘルパーステーション	宮崎県都城市丸谷町653番地2	株式会社ライフファクトリー	宮崎県都城市高城町石山3236番地13	令和6年8月1日	訪問介護
4572002022	アクティブリハスタジオELL'S	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋5130	株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋763番地1	令和6年8月1日	通所介護

宮崎県告示第490号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560390249	訪問看護ステーション真ごころ	宮崎県延岡市長浜町1丁目1765番地1	社会福祉法人真雅	宮崎県延岡市長浜町1丁目1765番地1	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
4560890040	訪問看護ステーションClear	宮崎県西都市水流崎町14番地 HAKUBATOWN 102号室	合同会社COLORS	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3824番地2	令和6年8月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 491号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290274	訪問看護ステーション 来夢	宮崎県都城市山之口町富吉2813番地2	合同会社訪夢	宮崎県北諸県郡三股町樺山 281番地1	令和6年8月31日	訪問看護
4570301129	デイサービスセンター このみの郷	宮崎県延岡市三須町1221番地	有限会社アドニス 介護支援サービス	宮崎県延岡市岡富町81番地	令和6年8月31日	通所介護
4572100792	夢くらぶ24介護福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1629番地	特定非営利活動法人夢くらぶ	宮崎県東臼杵郡門川町加草1629番地	令和6年8月31日	訪問介護

宮崎県告示第 492号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290274	訪問看護ステーション 来夢	宮崎県都城市山之口町富吉2813番地2	合同会社訪夢	宮崎県北諸県郡三股町樺山 281番地1	令和6年8月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 493号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。
令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
宮下 圭一	藤元総合病院	都城市	耳鼻咽喉科	令和6年9月1日
伊藤 美和	宮崎県立延岡病院	延岡市	循環器内科	令和6年9月1日

佐藤 英明	医療法人け んゆう会 園田病院	小林市	内科	令和6年9 月1日
-------	-----------------------	-----	----	--------------

宮崎県告示第 494号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間字七郎 ヶ平7077番 4地先から 同郡同町北 郷宇納間同 字7077番4 地先まで	令和6年9月12日

宮崎県告示第 495号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
309	県道	川床日 向新富 停車場 線	児湯郡新富 町大字新田 字湯之宮 1 8608番5地 先から同郡 同町同大字 同字 18608 番11地先ま で	令和6年9月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	安 藤 広 子	児湯郡新富町大字新田9617番地3

(任期：令和10年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 高 弘	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 798番地
理 事	佐 藤 康 徳	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 162番地3
理 事	伊 藤 敏 数	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 877番地
理 事	佐 藤 淳 次	西臼杵郡高千穂町大字三田井 982番地 401号
理 事	佐 藤 克 幸	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 339番地
監 事	佐 藤 和 広	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 445番地
監 事	佐 藤 京 也	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 711番地

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 高 弘	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 798番地
理 事	佐 藤 康 徳	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 162番地3
理 事	伊 藤 敏 数	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 877番地

理 事	佐 藤 淳 次	西臼杵郡高千穂町大字三田井 982 番地 401号
理 事	佐 藤 克 幸	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 339 番地
監 事	佐 藤 今 朝 春	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 464 番地
監 事	佐 藤 智 史	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 820 番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1
理 事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理 事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地
理 事	鶴 田 定 吉	児湯郡新富町大字下富田1638番地
理 事	芳 野 京 子	児湯郡新富町大字新田8249番地 1
理 事	井 上 喜 仁	児湯郡新富町大字新田2294番地
理 事	瀬 戸 口 誠	児湯郡新富町大字上富田3932番地 1
監 事	水 間 健	児湯郡新富町大字新田8453番地17
監 事	緒 方 孝 幸	児湯郡新富町大字新田 12728番地

(任期：令和10年4月28日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1

理 事	長 友 万 藏	児湯郡新富町大字下富田1303番地
理 事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理 事	原 昌 利	児湯郡新富町大字上富田2186番地
理 事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地
理 事	井 上 喜 仁	児湯郡新富町大字新田2294番地
理 事	出 口 敏 彦	児湯郡新富町大字日置89番地
監 事	水 間 健	児湯郡新富町大字新田8453番地17
監 事	鶴 田 定 吉	児湯郡新富町大字下富田1638番地
監 事	芳 野 京 子	児湯郡新富町大字新田8249番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）から令和6年4月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	芳 野 京 子	児湯郡新富町大字新田8249番地 1

(任期：令和10年3月31日まで)

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-4)第 10788号	(有)マルトシ	仙波 美香子	宮崎県宮崎市下北方町牟夕田1186	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工	令和6年7月19日付けで廃業した旨の届	令和6年7月19日(全廃業)

			- 1		事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	け	
宮崎県知事許可 (般-3)第12301号	日吉建機リース(有)	木田 民子	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 179-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和6年7月18日付で廃業した旨の届け	令和6年7月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第14046号	金子組	金子 主献	宮崎県宮崎市田野町甲 2739-50	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和6年7月4日付で廃業した旨の届け	令和6年7月4日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第14055号	也建	川添 哲也	宮崎県都城市都原町79 49-5	一般	内装仕上工事業	令和6年7月9日付で廃業した旨の届け	令和6年7月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-3)第1271号	㈱戸敷開発	戸敷 泰士	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂7624	特定	解体工事業	令和6年7月26日付で廃業した旨の届け	令和6年7月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第2908号	㈱コム光成	串間 賢治	宮崎県宮崎市太田1-3-32	一般	土木工事業	令和6年7月11日付で廃業した旨の届け	令和6年7月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第6101号	平満工業(有)	平川 栄造	宮崎県都城市高崎町前田 706	一般	石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和6年7月24日付で廃業した旨の届け	令和6年7月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第12660号	八紀世建設	松木 博文	宮崎県日向市大字財光寺 437-3	一般	建築工事業、大工工事業	令和6年7月12日付で廃業した旨の届け	令和6年7月12日 (一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 都市計画の種類
宮崎広域都市計画用途地域
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 都市計画の種類及びその名称
宮崎広域都市計画下水道
宮崎公共下水道

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

正 誤

令和6年7月2日付け県公報（号外第24号）中

ページ	16
段	右
行	1
誤	以外に 使用す るとき
正	以外に 使用す るとき